

<原著>

オルテガの戦争論
— 法的次元から文明論的次元へ —

長谷川 高 生

Ortega's View of War
— From Legal Dimension to Civilizational One —

Kosei HASEGAWA

* In this paper, I try to study the view of war and peace of J. Ortega y Gasset. First of all, I divide Ortega's view of war into three stages. And I analyze definitely the first and second stages of Ortega's view of war. In the first stage, I investigate "El genio de la guerra y la guerra alemana" written by Ortega in 1917 and review the view of war of Max Scheler and Ortega's comments on Scheler's view. In the second stage, I consider "En cuanto al pacifismo..." written by Ortega in 1937 and examine some results of Ortega's consideration for war and his inquiries into peace. Thus, I could say that Ortega developed his view of war from legal level to civilizational one.

Key words : view of war, pacifism, Max Scheler, dynamic law, european unity
戦争論、平和主義、シェーラー、動的な法、ヨーロッパ統合

I まえがき

オルテガの戦争論については、日本では、小室直樹氏と色摩力夫氏の両氏が論じ、また近年では、木庭宏氏がその平和論のなかで言及している。いやしくも人間の歴史において厳然として存在する、しかもいかなる時代にも見出せるこの「戦争」という現象を単に全面否定するのみの平和主義者に対して、オルテガは「戦争を論じる」ことによって「平和」に向けてのより一層建設的な見解を披瀝するのである。

II オルテガの戦争論

スペインの哲学者オルテガは生・理性や歴史的理性、ヨーロッパ統合の推奨者として知られているが、彼の残した業績のうち、比較的まとまった命題としては、生・理性、歴史的理性などの哲学的テーマ、また社会学的テーマとしては大衆と少数者、世代論、慣習論などがある。しかし考察の途上で、半ば完成したものや、完成の域を見ずに、途中で放棄されたテーマもかなり散見できる。彼の戦争論・平和論もテーマ自体が人間の永遠の課題に関わる種類のものだけに、十分に完成しているとは言いがたいのではなかろうか。し

かしそこには、単なる平和主義者などには遠く及ばない卓見も多々見出せるのである。そこで以下では特に彼の戦争論を主要な論考対象として、彼の戦争と平和についての考察を検討してみよう。

一般的に、戦争は国家と国家との国際紛争、文明と文明との抗争として現象する場合が多い。それによって戦争後において、国家や文明が平和的に安定しより発展する場合もあれば、逆に一層衰退しつつには滅亡・消滅してしまう場合もある。戦争の結果は、歴史上、こうした発展と滅亡を両極端として、その間の様々な程度と態様に行き着くはずである。戦争という、巨大な文明論上の現象は人間と人類に最大限の緊張と不幸を生みだすゆえに、まさに人類史上の一大イベントと言わねばならないものであろう。オルテガはこの壮大なテーマにかなり早い時期から関心をもって取り組んでいた。

小室直樹氏によれば、オルテガの戦争についての考察は三段階に分けられる。すなわち、(1) 第一段階のオルテガの論文「戦争の天才とドイツ人の戦争」(El genio de la guerra y la guerra alemana (Der Genius des Krieges und der Deutsche Krieg, por Max Scheler, 1915.))は、ドイツの哲学者マックス・シェラーの同名論文(Der Genius des Krieges und der Deutsche Krieg)の紹介と批判を扱ったものである。1917年のものでオルテガが24歳のときの作品である。シェラーのドイツ・ナショナリズムの素朴な高陽に閉口しつつも、その議論の分析を通じて、そこにそれなりの真理の萌芽を発見しつつ、「戦争と現代国際社会についての、法的な評価と文明論的な洞察」を展開している。

(2) 第二段階は、1937年にパリで執筆した「平和主義をめぐって」(En torno al

pacifismo...)である。イギリスの「平和主義」の基本的誤謬を指摘、戦争の文明史の本質を明快に打ち出している。「戦争は国際紛争解決の最終手段である」との命題を提示したものである¹⁾。「国際連盟」の発想批判、現代国際法の弱点も指摘している。この作品は「イギリス人のためのエピローグ—平和主義をめぐって」との表題に変えられて、オルテガの名著『大衆の反逆』のエピローグになっている。

(3) 第2次世界大戦後の1954年、別のテーマでドイツとイギリスで講演が行われ、そこで短く戦争論に触れられている。ヴェルテンブルグのバード・ボルで6月に行った「自由職業について」と題する講演と、トーケイで10月に行った「現代社会におけるマネージャーの立場に関する一見解」という講演である。前者で、オルテガは「核兵器などという最終的武器が登場したのだから、戦争はもう不可能になったのだろうか。……もし戦争が技術的にか政治的にか不可能になったとすれば、国際紛争の解決はどうなるのだろうか。……もし、戦争が不可能となったのであるならば、戦争以上の手段を大急ぎで開発せねばならない」と述べている。オルテガはボルハ枢機卿の言葉「陛下、戦争とは、つける薬のないものにつける薬であります」を引用して、この講演を終えている。

小室氏によれば、オルテガは以上の考察を経て、「すべての戦争が国際紛争解決の手段である、と明確に認識しないかぎり、戦争の文明史の本質の理解は困難であり、そして、戦争の超克を目指す平和の探究は、失敗せざるをえない」ことを明確に指摘したのであり、オルテガ自身も当惑を残しながらも、「戦争は国際紛争解決の手段であり、戦争の超克は戦争以上に合理的な手段

を創造するほかに方法はない、とする命題を放棄するわけにはいかない」と考えているのである。かくして小室氏はオルテガが、「戦争とは国際紛争解決の手段である」との認識を法的次元から文明論的次元にまで高めた、と評価するのである。

以上のオルテガの三期にわたる戦争に関する考察のうち筆者は、彼の戦争についての見解がほぼ完了した第一段階と第二段階にあたる二つの論文、特に前者の論文に焦点を当てて、オルテガの戦争論と平和に向けての見解を検討してみる。というのは、本論の主要課題である「戦争についての考察」は第一段階の論文で集中的に行われており、また第三段階の講演も第一段階・第二段階に出来上がった見解を大略、保持し踏襲した上での内容と考えられるからである²⁾。

Ⅲ 戦争についての考察—「戦争の天才とドイツ人の戦争」(1917年)—

オルテガが戦争について本格的に論じたのは、1917年に公刊された「戦争の天才とドイツ人の戦争」である。この論文でオルテガは単なる平和主義者を批判し、戦争が「暴力と強制の手段により力行使しようとする具体的な意志」³⁾であると指摘し戦争をめぐる様々な論点を提示しているが、初期の著作ゆえか各論点の叙述も曖昧な表現のものもあり、理解がかなり難しいものとなっている。この論文はドイツの現象学的哲学者マックス・シェーラーの1915年に刊行された同名著書を批判的に紹介したものである。オルテガはこの論文で、「戦争一般、並びに特に今次大戦についての労作」であり「諸々の観念が豊かにたぎり立つ彼の著作を何とか要約してみることを試み、「殆んど常に私見を留保

したまま、批判するより、むしろ解説を施すことに努力」をしたと言っている⁴⁾。以下、シェーラーの戦争論とそれに対するオルテガの批判の主なポイントを検討してみよう。

(1) シェーラーの戦争論

シェーラーの著書は二つの部分から成り、第1部が「戦争の哲学」、「戦争『一般』の哲学」で、学問的に「諸々の定義と絶対的真理を得ようと努め」ている。第2部は「現下の戦争の事実へのその絶対的理論の適用」であり、学問的限界を逸脱し「信仰」の域に入ってしまった。これらのうち「戦争の哲学」は、「現象としての戦争の記述」、「形而上学的実在としての戦争」、「戦争の倫理」という三つの問題から構成されている⁵⁾。オルテガはこの論文では、シェーラーの論文の第1部についてのみ論考している。

① まずシェーラーは、「一つの意志表示を戦争現象の中に」見ようとした。すなわち、「戦争は、合理的な思惟能力がみずからの非力を覚えてそれに下駄をあずけてしまうといった物理的な暴力の単に激発ではない。それはむしろ、われわれが国家と呼ぶ精神的な集団的人格相互の間の権力並びに意志の確執である」。「戦争における究極目標は、地上における最高の精神的支配権である」。「権力もまた精神である。本性上、死せる、穢れた、物理的暴力とはこと違って、それは精神なのである」。権力とは「己れ自身の意志並びに効能といった感情の中にその根柢をもつ観念である」。しかしシェーラーによれば、「虐殺などの結果を伴う暴力行使は、戦争の自然主義的解釈が殊にもこだわるところだけれども、戦争の核心をかたちづくらない。すなわち、それは戦争の単に意志表示で、葛藤に巻き込まれてゆく諸々の意志の活動力の量目であり標識であるに過ぎない」。それゆえ「戦

争で人が闘うのは、現存（くらし）より一段とたかい何かしらのためである。それは権力の為の闘い。権力に依存し、権力と一致するもの—『政治的自由』のための闘いである。『本当の戦争は、自然人として人間集団の絶滅などを求めはしない。戦争がもとめるのは、自然人のそうした諸々の単位に及ぼす集団的な精神的権力のむしろ新たな割り当てである』。このように考えるシェーラーにあってみれば、泰平の時代も戦争の時代があつてこそ可能であり、平和な事業は、それに先立つ戦争に起因する動的な権力機構に「適応」する活動から成り立っているのである。平和を歴史の単なる静的な原理とすれば、戦争は歴史のすぐれて動的な原理であると考え、シェーラーからすれば、あらゆる戦争で立証されるのは、創造的な独創性への還帰であつて、実は国家もそこから生まれたのである⁶⁾。

それゆえシェーラーによれば、戦争を客観的法規範に従って着落するごとき法律上の係争に置き換えるのは、不可能なのである。戦争はむしろ法的秩序を乗り越えるからである。戦争はむしろ訴訟とは正反対のものである。戦争は、主観的な新たな法を創出することによって対抗する。すなわち「いかなる時代のいかなる戦争も、それが行なわれるのは未来の為である。それも計量可能で法則に帰しうる限りにおいての未来ではなく、むしろ自由な行動によりかたちを与えられる正にその限りにおいての未来」なのである⁷⁾。

② 戦争を以上のように考えるシェーラーから見れば、静的な概念から出発する平和主義（パシフィズム）は根本的に誤っている。法的平等主義乃至人道主義と経済的平等主義という二つの形態をとる平和主義は歴史的現実を前には盲目なのである。歴史的現実とは、国家が、その精神的可能性と法的包容力において増強されたり滅殺されたりする一

つの生成として、永遠の革新として、われわれに現出するものなのである⁸⁾。

③ こうした観点に立つてシェーラーは、イギリス人気質の平和主義の別の形態を批判していく。つまり、物質的利益の獲得の場合にのみ利用するイギリス常備軍の国家的な位置付け、対外戦争が常に利害に根ざす戦争であつたというイギリスの独得な歴史経験、哲学的・経済的・政治的なイギリス「自由主義」の教義とベーコン以来の伝統的な功利主義、マルサスとダーウィンによって唱導され、スペンサーによって倫理学や社会学へと移しかえられた生物学的諸原理などを批判していくのである。とくにシェーラーは、自由主義が生みだした三つの観念の、国家契約説、利益の利己的行使においても求められる「利益自然調和」説、並びに（世界、魂、国家といった）基本的単位が力を発揮するに際し総轄したり干渉したりする中心的能因の機械論的拒否説を非難し、またこれらの観念から派生する、地球上限なく及ぶ神の規制である理神論、たくさんの表象や本能に対して及ぼす己れ自身の規制を内容とする連合〔連想〕心理学、経済過程に及ぼされる国家の規制を認めない自由貿易・マンチェスター主義を忌避するのである⁹⁾。

④ シェーラーの見るところ、イギリスの功利主義的な歴史解釈は、イギリスをして経済的なものを人間生活の本質と見做さしめる。経済的なものは、国際的、乃至反国家的なのであり、諸国が現に存在することなど問題外である。にもかかわらず、イギリスは最も自己の殻に閉じ籠った国、己が特殊性を最も頑なに主張する国である。シェーラーはこの矛盾する両傾向を両立させてしまうイギリス人の奇妙な能力が、《cant》（「腹芸」、「以心伝心」、「偽善」）という心理的倒錯であると糾弾している。そして、イギリス人の、こ

うした収支勘定、貿易手段といった心象が、イギリスの歴史的理想を形成している「ヨーロッパの均衡」という歴史の象徴へと姿をかえて出て来ることを激しく非難している¹⁰⁾。

⑤ それゆえ、経済よりも国家を重視するシェーラーは個人の身柄の不可侵を護る国家契約説的な考え方に対して、国家の中に実在の人格、個人と同じくらい実在なる人格が認められていないことに憤り¹¹⁾、国家は高次の死活的統一体であると主張し、国家が大きくなって、他の諸集団をひきつけ再編してゆくそうした征服事業は政治的有機体のすぐれて死活的機能であり、「交戦中の国家とは、その現存が最高度に現実〔現在〕化している国家のこと」であると言うのである¹²⁾。

(2) オルテガの批判的論点

シェーラーのこうした戦争についての見解に対してオルテガは、部分的には賞賛しつつも大略、鋭く以下のように批判している。

① オルテガは、シェーラーが提示した「諸々の観念にたくさんの的確にして深遠な特色」を認めつつも、「戦争についての彼の定義は、私には決定的な点で間違っているように思われる」と書いている¹³⁾。もちろん、オルテガ自身も「人文主義的平和主義には、私もまた与（くみ）する者でない」と言明している。オルテガは「平和は私の裡においては一つの希求」だが、「戦争という底深い事実の表面を上滑り」している「平和についてのあらゆる理論は、私には、虚偽で、うわの空で、夢想的だと思える」と言っているのである¹⁴⁾。

② そこでまずオルテガは人間個人の人格的尊厳を死守するオールドリベラリストらしく、シェーラーが国家に形而上の人格性を賦与することに対して、「原（もと）となる個人その人の人格にその人格性が一現実的な

方面においても精神的な方面においても一常にさしむけられ、屈服させられねばなるまい」と強調するのである¹⁵⁾。

③ さらに「戦争のただただ精神的な性格に釘づけになったまま」、「その暴力としての要素はほか」してしまい、「暴力の行使は戦争の核心にあらず」とするシェーラーに対しても、また「戦争がただただ暴力にしか過ぎぬ」から戦争に反対する非現実主義の「平和主義者」に対しても、オルテガは明確に「戦争の問題は暴力の問題である」と言明する¹⁶⁾。

シェーラーは戦争の本質について次のように言っているのである。「戦争は個人になんか向けられていない。国家に向けられている。それも普通なら、前以て宣戦した後のこと、また極めて自由な協定の結果」なのである。「戦争の主たる目的は敵国、或いは敵国政府の武装解除であって、人間共の虐殺でない」、「戦場で精神的に兵士の目の前にいるのは、敵としての個人や人々の総計でなく、敵国政府の道具といった資格での敵の集団的な力であって、そうした力の総体においてはたらくのは敵国政府の意志でこそある」と。かくしてシェーラーは「戦争の意識を暗殺のそれから完全に区別」するのである。また彼によれば、「本物の戦争であるあらゆる戦争は、決闘と同じように、騎士道の原理に寄りかかっている。蓋しこの原理は、敵の人格の尊重と肯定という意味を含んで、敵のこの人格が、彼の生き身を破壊しようと目ざすそのほかならぬ行為においても、深く心から肯定され尊重されて、しかもそのようにされればされるほど、攻撃に対しますますよりよく効果的に、恐らくは致命的な反撃を以て応えることまでがこめられている。かくて敵を殺すとは憎悪なくして殺すことである。最もたかき尊敬の心を以て殺すことである」。彼の言うところ、「敵への憎しみは真の戦争とは完全に無縁な

要素」なのである¹⁷⁾。

こうしたシェーラーの戦争の「むき出しの力とは精神力だ」という主張に対しては、オルテガは戦争にかかわる「大砲、装填、照準といったそれら一切は、諸々の精神的活動力、つまり知識、整然たる秩序、堅実、勤勉、先見等々の凝集」と端的に肯定する。しかしさらに明確に、オルテガは戦争の恐るべき点は「精神が生地のままの力へと豹変しうるところにこそ」、「生地のままの力が同時に道徳的な力でもあるところにこそ」と喝破する¹⁸⁾。すなわち「實際上、戦争には生物学的原動力と、それから人類のたかい価値たる精神的推進力とがある」。「支配への渴望、優者が劣者を組織し統治しようとする欲求」は、これら「二つの至上の精神的衝動をかたちづくる」とオルテガは明言しているのである¹⁹⁾。それゆえシェーラーのように、「殺戮が戦争への意志にとり肝腎でない附帯的なものだ」などと言ってはならないのである。オルテガによれば、全く逆に、「戦争とは倫理にとっては、殺戮に権利の認められる特別な事例」なのである。彼の見るところ、「正しくその点こそが人の考えたがらぬことなのである。恥ずべき偽善、気力と正直さの欠如が現代人の心をその問題からひき離している」のである²⁰⁾。そしてまさしく、この「戦争の事実と戦争の権利という一決定的な問題」はグロティウスの戦争と平和の法についての著書以後、誰も明確に指摘して来なかったものなのである²¹⁾。

④ また「正義と戦争の関係」についてもオルテガは、シェーラーの見解を批判的に検討している。正義についてはオルテガはシェーラーと同じく、「正義が決して最終的には解決できぬ形式的で第二義的な原理」であり、「正義は常に最終審の一つ手前の審級」であると理解している。それゆえ正義

は、「諸々の権利が元来帰すべきところに帰せられることの起る先立つ今一つの審級を予想している」。それが「評価」であり、この「意識の或る『独得な』(《sui generis》)活動」が「いかなる場合にも正義という空虚な骨壺をみたしている」のである。「何かを評価する意識」が「諸々の行動に、事柄に、人その人に、積極的な価値とか消極的な価値を発見してゆく」のである。それゆえにまた「精神的な進歩は、一方では、偽れる不平等を告発するところにあるが、他方では、現にある諸々の不平等を識別し洗練させることでなければならない」のである²²⁾。

では、「あらゆる国家は同じ価値をもつのであろうか」。シェーラーは「万邦悉く同等の至上権を有するというひとりそうしたたえざる等価値性の虚構の下でのみ」、「諸々の国家や国民の価値をはかる尺度を、たとい思想におけることでしかないにもせよ、見つけ出すことが出来る」と言っているが、実際、「ヨーロッパ諸国は、南海(オセアニア)、アフリカ、アジアの諸国に己が政治的意志を乱暴に押しつけ」てきたし、植民地となった「諸民族の精神的劣性を諸国家は己が併含の権利の根拠としたのであった」。したがって「諸々の政治的価値の間にかかる階層秩序の原理を受け容れるなら、それがむやみと拡大して適用されるのは、やむをえぬ仕儀」であり、シェーラーは「ドイツのためにヨーロッパに対する覇権を一つの権利として請求」し、戦争を「これらの権利をあり得る最も正確な形態において識別する手段」と考えるのである。オルテガの見るところ、シェーラーは「戦争弁護を意図しながらも、文化のうちに戦争のもつ深い根源をわれわれに見てとらせ」、また「倫理の中に」「戦争の未来につき宣告を下すべき最終審判を認める」のである。オルテガも「戦争とは、一定の権利について処理する能

力のある唯一の手段、唯一の制度である」というシェーラーの提起する条件下で、この議論に賛同している²³⁾。

そして、オルテガは「戦争を『頭ごなしに』断罪する」ような「お手軽な解決」とは逆に、「戦争の『教養ある』解決」を選択する。すなわち、「諸々の流動的にして繊細極まる権利、つまり実のところ戦争のみが幾千年にも亘り続けることの出来たそのような諸権利を調節し満足させる新たな『法』(ユース)を創出しよう」とすることによって、文化的に「戦争の中にある正しきことの一切を救い出す」ことを企図するのである。それゆえ結局は、オルテガの考え方は「攻撃をしかける類の戦争の権利を見究めてみよう」というシェーラーの「方法と共通の出発点」をもっているが、「シェーラーのそれとはまるっき正反対の結果になる」のである²⁴⁾。

⑤ 戦争の倫理としてシェーラーは、「戦争を殺人との混同から防ぐ」ことと、「正義の通俗的な意味たる『衡平』」と「『愛』と呼ぶ道徳意識の先行形態」である「一種の倫理的直感により一旦発見されたその上でこそ権利(デレーチョ)は単に認められる」ことを挙げているが、ここからオルテガは「すべて戦争には『正しく』ありたいという希求が脈打」っていると言うのである。そこでオルテガは、法に対する「『教養ある』人の態度」が「十二分に法であるごとき法を手に入れるなど出来ない相談と知っていながら、猶おかつ絶え間なく法を変更し、修正して行こうと努める」ことであるように、戦争に対しても「戦争の『野蛮』」が「戦争の『正義』」にむけるわれわれの目を塞いでしまってはならぬ」と言うのである²⁵⁾。またオルテガは、「一切の正しき法はまさしく命令なる形式で行なわれる」ことから敷衍して、「命令するとは銃剣によって遂行される活動」と指摘し、「そ

れらほかならぬ—正義と力という—成分にわれわれは法においても戦争においてもお目にかかる」と指摘している²⁶⁾。そして、正常に行使された「官憲の暴力」、「『正義とされた』 [=正当化された] (フスティフィカーダ) 暴力」に対しては「われわれが執着する、少なくとも反発を感じない」ことを挙げて、オルテガは「法的規範の合理的で文化的な明白さ」の必要性を訴えるのである。オルテガの思うところ、「われわれの戦争嫌悪は、戦争が演じようとするその『法』(ユース)の不分明により惹起される」のである。そこでオルテガは、「若しか人が明確にして確乎たる法体系を戦争のために制定するなら」、「二国間で平和が潰えるほんのただ兆(きざ)しでもあるならば、それが普く世界の良心、とりわけ好戦的ならざる諸国に惹起するのは、あの連繫、すなわち社会の内部における生活にあって権威や法律に断乎たる力を齎すそれと恰も同じあの連繫でもあるだろう」と言うのである。このようにしてオルテガは、「戦争の法が現実に存在すべきこと」を主張していくのである。しかも「人類がかかるものを所有せざる間は、平和主義の営みもその一切が不毛であろう」とも予言しているのである²⁷⁾。

⑥ そして現代の国際世界の平和追求のやり方がオルテガの構想とは逆で、「それに従って機能せざるをえまい客観的な規範体系が、いまだ公けの意識には現実に存在せぬそのときに」、「先ず国際仲裁機関を創設することからわれわれは着手」していると指摘し、「国際法の破綻」に言及している。オルテガの見るところ、「国際法など、厳密に言うならば、これまで実際にあったためしもなければ、まだ現にありもしない」のであり、それは「国と国とのああした紛争、つまり私的な性格をもつ法規範へのとめり込まぬとも限らぬそのような紛争にかかずらわってきただけ」なの

である。「国民とか国家とかが私法乃至は公法から出た法人の観念により十二分に表わされるなどと信じられているうちは、国際法なんてあり」得ないのである。オルテガに言わせれば、「現行の国際法が——われわれはそれを夢みはじめているのだけれども——希求しうるぎりぎり精一杯の一線は、そういう不法な戦いを回避すること、特に国民と国民の争いというわけでもないあした紛争を排除することぐらい」なのである。本当の意味で「国際法が発足するのは、目下干戈にうったえて自己主張せんとしている手に負えぬ『正義』を収容しうるがごとき法的規範の発明された本来そのようなときであろう」とオルテガは予告している²⁸⁾。

以上のごとくに論ずるオルテガにとっては、喫緊の「問題は正義の戦争を避けることにこそある」。これが可能となったとき、「戦争は法と対等の体制、法と同等に『陶冶された』体制たることをやめたのだと言われうる」と彼は言っている。たとえば、「原始民族が身内の私怨を晴らすことは、国家という一段たかい力を、ただ無造作に対置することによっては、克服されなかった」のである。「かの復讐に潜む正義が救い上げられ組織されるがごとき明白で理窟にかなう歴然たる一つの法が実際に存するまでは」、「国家は私的復讐という習慣を超える力は有（も）たなかった」のである。それゆえオルテガからすれば、「戦争の中にある不恰好な原形質なる正義の核を否定してかかる一切の平和主義」が、「明らかに虚妄と見えるし、その上、文化的にも貧寒たるものと映ずる」のである²⁹⁾。

⑦ そこでオルテガは「未来の法」の創造に向けて、一方では「今日われわれのもつそれとは全く無縁の法概念を彫琢すること」の必要性を訴え、「国際法の主体としての国家の観念と力に固有の権利をば限定すること

と」を指摘し、また他方で「新たな国際『法』が旧き公『法』・私『法』にぴったと符合する更にたかい統一」の必要性を求め、それが決着をつけるべき「既に獲得された諸々の権利の問題」を挙げている。前者の「国際法が規制すべき型の諸関係にとり、本質的」なのは、「法の主体——この場合は国家——がもつ或る一定の性格」であり、それは個人の生涯と同じように「主体が歴史的に変化してゆくという性格」である³⁰⁾。たとえば歴史上、遅れて登場したドイツ人は二・三世紀も前から存在していた「列強の算盤勘定」によって「既に世界が分割されていた」のを知り、「分割を導いた国家権力の方程式」を「ゲルマン民族という新たな可能性の到来」により修正しようとした。この場合、後者の問題に繋がっていくのだが、「先占取得者の原則とか取得時効の原則等々といった一連の原則」が持ち出されるのが常である。しかしオルテガからすれば、「問題は正に、それら民法の諸原則を国際法に適用するのが果して可能か否かをめぐる」ものなのである。オルテガは「国際法にとかく民法の拡張をしか見ない傾向に対し一矢を酬いよう」として、「諸国の占有の実態は個人の所有とは似ても似つかぬ」と指摘し、「土地並びに個人をめぐってのそうした権力の分割こそが問題なのだ」と言っている。彼によれば「国家機能の権利が随伴させる性格」は、土地や個人、国民など「言葉とか民族といった自然の性格」ではなく、むしろ「精神の次元に属する性格」なのである。オルテガは「民族自決の原則は、にもかかわらず、大層便利なもの」であり、「その影響の下、われわれは、既得権益とかいうものを尊重しない習慣がついてしまった」と認めつつも、「過去を当り前以上には尊重しないことにこうやって慣れっこになってしまった」ことは、「いつの日か真の国際法が実現しう

るようになるために、度（はか）りがたい重要性をもつ」と指摘している³¹⁾。

オルテガの見るところ、「今日平和の理念（アイデア）を人に感得させるその活動力（エネルギー）」が解決しなくてはならないのは、「戦争の回避並びに〔既得権への〕社会的寄生状態の回避が両つながらに依存しているそうした法律上の難点」なのである。「或る形態（かたち）の私有財産を譲渡可能と看做しえぬのは不法にしかなしえぬことだといった確信が少しづつだが次第とひろまって」いるが、「同じことが国家権力についても「起る」かもしれないのである。「既得権の頑固な主張は、革命の常に作因だったもの」で、「そこにおいては、新たな権利が創造的な暴力になって」いったのである。また「国際的既得権」こそは、「現に戦争を迸り出させている流血の源でもあれば、また将来とてもそうであろう」とオルテガは考えているのである³²⁾。

⑧ ところが、オルテガによればシェーラーは、「戦争以外に、過去のあの権利の失効を決しうる体制が実際にあるとは考えることすら出来ないのである」。つまり、シェーラーは以上のようなオルテガの「法律上の努力」による戦争の回避ではなく、「出生が人その人にとり個人としての諸権利の基礎になる恰度そのように、戦争は国家にその『潜勢力』にふさわしい権利を附与する」と言うのである。「潜勢力」とは「一国の部分々々をなす諸々の間での特別な凝集力であり、同時に爾余の国民集団の上に及ぼす、或いはそれらに対抗する特別の支配力」である。「うちにむかっては」「直接的且つ排他的な至上権への意志であって、社会生活の弛緩を除去し、諸々の集団乃至個人が国民社会に恭順を欠くことがないように」し、「外にむかっては」「爾余の人間集団の上に統合化、自国民化、『国家管理』の効力を押しひろげるものである」。

それゆえシェーラーにとっては、「国家」は「血液、言語等々の絆に基づく共生の意欲」とは全く関係がなく、「統一支配への意志」なのである。逆に「国家という意志がその最も真正なる使命を果すのは、様々な民族をしてよりたかき生全体の中で共生し共働することをやむなくさせることにより彼らの反発的な傾向をそれが威圧するときなのである」。かくして「国家管理は本質的には強制的、命令的なもの」であり、「国家管理にとり、であるということと強制されているということは全く同じ」なのである。蓋し「国家のそうした活動力の密度はただ戦争においてのみ開顕されうる」とシェーラーは考えているのである。

それゆえにこそ、シェーラーは「戦時国家はフル回転の国家である」と明言したのである。

シェーラーの言う「国家権力というこの觀念」は、政治権力、並びに世襲とか民主主義とか個人主義とか社会主義などの「国家=形式につき人の懐くがごとき見解とは決して触れるところがない」のである。このように考えるシェーラーによれば、「ただ戦争においてのみわれわれは、国民と自分達が呼ぶそうした強力な集団的人格の全き自覚を獲る」のであり、「戦時には、平時にでっち上げられた平時特有の利己主義に基づく形而上的幻想、われわれをして国というものを、多少とも人工的にかたちづくられたほんのただ関係体乃至集合体と観ぜしめるそうした幻想がわれわれに暴き出され」、「戦時中にこそわれわれは、自身がその成員になっているそうした巨大な精神的存在を目に見、手に触れているかに思うのである」。彼によれば、われわれが蒙る「錯覚の一つの形態（かたち）は一恰も目に見える個々の身体一つ一つが本来精神的な統一、有機体の根抵でもあるかのごとく——『原子論的精神世界観』を己れにも

たらず身体的自我性に基づく」のであるが、「戦争の時節が到来すれば、われわれの心眼に国の実在が本当にはっきりと見えて来る」のであり、「己れ自身なんかの『現存』よりも遙かに国の『現存』の方が明白だと各自一人一人が感じとる」である。「かかる差し迫った体験に基づく」のが「戦争のもっている形而上的認識の価値」であって、男女の愛情こめた抱擁による霊肉融合や神への愛が神と結びつくあの合一のように、「この価値は他の一層低次乃至高次な精神生活にも類縁を見つけ出す」のである³³⁾。したがってシェーラーは「本当の戦争が露呈するのは、国や民族の本質的な力の一切である。それゆえ、国や民族の価値そっくりを悉く計るのは戦争である」と言明し、「戦争を国家の『厳正なる審判（エクサーメン・リゴロースム）』とトライケが名づけるのは、肯綮に中（あた）っている」と言うのである³⁴⁾。

もちろんオルテガは、「生が本当に一つになった」とか「神の王国」などを口にする、こうした「精神の厚顔」ぶりを示すシェーラーの「精神主義的宗教的独断論」に対して、「憤激を感じないでは一頁たりとも読むことができない」と激しく拒絶しているのである³⁵⁾。オルテガはシェーラーも著作の片隅で認めているように、「神の審判」にとっても彼の理論にとっても「致命的な何かしら、即ち、偶然」、この「馬鹿げた偶然性が時には笑止千万に戦局の帰趨を左右したりもする」ことを指摘して、「シェーラーが戦争に一つの神秘的な意味、すなわち、神の審判としての戦争といった意味を与える」ことに反論するのである³⁶⁾。

⑨ かくしてオルテガは、「法律的才能をからきし持ち合わせなかった」「目下戦争をやっている」ドイツを非難し、戦争を「操るのが自己のためでなく、むしろ明確な法理念

を考慮し且つそれに仕えようとしてのことであるようなただただそういう民族」、その戦争が「最後は国際法における進歩を常に齎した」イギリスを持ち上げ、「新たな法の創造」や「力を怖れることでなく、むしろ力を法的に尊重すること」を強調するのである。結局オルテガの言うところ、「あらゆる問題の旋回するその蝶番（つがい）とは、すなわちこれ、つまり力の権利」なのである。「永遠に、いずれかの形態をとって、常に目に見えぬ仕方、人類には、権力並びに社会の諸々の勢力の凝集が産み出されて来る」のであるし、「常に強者と弱者がいる」のである。したがって「弱者が力の権利を認めぬうちは、強者は暴力に懇える」のである。オルテガは、「人間が生まれて来るという一宇宙大自然の形而下の一つの事実は、それにつきものの諸々の理想として一定の社会的権利をひっつけて来はしまいか」との洞察は「五百年もの間、誰一人として訝りもしなかった」ものなのであるが、これと同様に、「精神的にだろろうと物理的にだろろうと—強者であるという形而下の事実が特定の権利を齎す」という認識は、「武器は不可解な怪物として博物館にでも横たわる」ことを生みだすかもしれないと予言するのである³⁷⁾。

以上、オルテガは初期のこの論文では、戦争についてのオルテガ自身の最終的な結論的見解に到達しておらず、上述のごとき、[1]戦争が「精神的活動」であると同時に「暴力的事実」であることを承認すること、[2]「戦争の権利」・「戦争の正義」が存在すること、[3]それゆえ「戦争の教養ある解決」が要請されること、[4]そのためには「法的規範の合理的・文化的明白さ」が必要であること、[5]「国際法の破綻」が現状となっている現代においては、「戦争の法」が必要であること、[6]それは「復讐に潜む正義を救い上げる理屈の通っ

た法」であること、[7]また「われわれの法とは全く無縁の法概念」が彫琢される必要があること、[8]さらに「法的主体としての国家の歴史的な性格」が認められること、[9]「既得権益」・「国際的既得権」も認められること、[10]「戦争における宗教的独断論」は拒否されるべきこと、[11]「力の権利」・「強者の存在」が承認されるべきこと、など戦争に関する諸論点を羅列するだけで、法的次元の戦争解決に留まっている。次に、1920年代後半から新聞紙上に発表され、1930年に書物として公刊された『大衆の反逆』のエピローグとなった、イギリス人に向けて書かれたオルテガの1937年刊行の論文「平和主義をめぐって」を検討してみよう。この論文はオルテガの戦争論・平和論の到達点をかなりの程度まで、代表・提示している。

Ⅳ 平和に向けての考察—「平和主義をめぐって」(1937年)—

前章で分析した論文「戦争の天才とドイツ人の戦争」は題名の表す通り、戦争に関する見解が大部分を占めていたのに対して、この「平和主義をめぐって」も題名の示す通り戦争についての見解のみならず、むしろオルテガの平和に関する見解が大きく披露されている。因みに色摩氏はオルテガの戦争論を七点に、また平和論を五点にまとめているが、ここではこれらも参考にしてオルテガの戦争と平和についての考察を検討してみよう³⁸⁾。

(1) 戦争論の帰結

まずオルテガの戦争論の一応の帰結点として、この論文「平和主義をめぐって」の冒頭の部分を要約しておこう。

① まずオルテガによれば、「戦争は本能的なものではなく、人間の考え出したもの」

である。だから動物世界に戦争はない。それは「学問や統治とまったく同様、疑いもなく人間的制度」であり、しかも、「あらゆる文明の基礎となった最も重要な発見、すなわち規律の発見をもたらした」のである。オルテガの見るところ、もし「戦争が天才的な、しかも恐るべき生の一つの技術、生に奉仕する一技術たること」を思い浮かべることができなければ、もはや平和主義には未来がない。それは、目標のない単なる夢見三昧と化してしまうだろう、と彼は予見するのである³⁹⁾。

② さらにオルテガは、「すべての歴史的な形成物がそうであるように、戦争もまた二つの相をもっている。考案時の相と克服時の相である」と言っている。「考案された当初にあっては、戦争は測り知れぬほどの進歩を意味」していた。しかし「戦争を克服せんとしている今日、私たちは嘔吐を催させるようなその裏面—残虐、野蛮、欠陥といった点ばかりを見ている」。オルテガが忠告するところ、「人間に関わるすべての事柄を二重のパースペクティブで見ることには慣れる必要がある」。「やってくる時に現れる相」と、「去り行く時に特徴的な今一つの相」のもとに眺める必要があるのである。ローマ人たちはこの二つの瞬間を清めるため実に気のきいた方法で二体の神、アデオナとアベオナ〔Adeona、Abeona、古代人たちはこれらの神が動詞 *adire* 「来る」、*abire* 「行く」に由来すると信じていた〕、つまり来る神と行く神を呼び招いたのである⁴⁰⁾。

③ それゆえオルテガは、「戦争とはある種の利害衝突を解決すべく人間が考案した手段」(un medio que habían inventado los hombres para solventar ciertos conflictos) であると説明するのである。彼によれば、「戦争の放棄は、世の中からこれら利害の衝突を取り除くわけではない」。むしろ逆に、葛藤

はこれまで以上にもつれあったまま残り続けるのだ。情熱の不在、一人として例外なきすべての人間の平和への意志、そうしたものの結局はいっさいの効力を失ってしまうだろう。なぜなら、上で述べた「利害の葛藤が、なんとしても解決を求めてくる」からである。そしてオルテガは「他の良き手段が見出されぬかぎり、戦争は平和主義者のみが住まうこの想像上の地球のうえに容赦なく甦ってくる」だろう、と予言するのである⁴¹⁾。

(2) 平和論に向けて

そして、上述した「他の良き手段」がオルテガの平和論にほかならないのである。本論文はオルテガの戦争論を考察・検討の主要な対象としており、彼の平和論はまた別の論考で本格的に論じるゆえ、ここでは以下、彼の平和論の骨子を要約しておこう。

① まずオルテガは、「平和への意志が平和主義における決定的ファクターでない」と言う。彼によれば、「平和主義という言葉は、善意を表現するための単なる一つの名称であってはならない。人と人との間のさまざまな新しい交渉形式、交渉体系を意味するものでなければならない」のである。それゆえ、平和主義がいまだに安易でプラトニックな願望の形成物のままであって、さまざまな新しい方法の多面的結合体になっていないとするならば、そのかぎりでは平和主義にさして有益なものを期待することはできない。オルテガによれば、「平和の領域には、たとえば法が人と人との交渉形式になるという一事が入っている」のである⁴²⁾。

② そこでオルテガは法が成立・存続するための、次のような三条件を提示する。(一) 特殊な天性をもつ人間がしかるべき法理念、もしくは法原則を案出すること。(二) この法理念が当該の人間共同体(私たちの場合、

少なくともイギリスの南太平洋領を含めた欧米諸国すべてということになるだろう)のなかに十分宣伝されること。(三) このような流布により、当理念が最終的に世論のなかに確たる地歩を占めること。以上の三条件が満たされて初めて私たちは言葉の十全なる意味において、法、つまり有効な規範を云々するのである。オルテガの見るところ、「そのさい立法者や裁判官が存在しなくとも一向に差し障りはない」のである。「なぜなら右の理念は、いったんそれが本当に人心を支配する地位に就けば、人間の振舞いの問題につき判断を仰ぐ場において不可欠のものとなるからであり、そしてまさにこの点にこそ、法の本質が存する」からである⁴³⁾。

③ しかし、オルテガに言わせれば、「戦争を招来せずにはいない諸々の事実と取り組むような法は、現在のところまだ存在していない」。それは「まだ思想家の頭のなかで理念とか純理論の思念とかの形でさえおよそ誕生していない」のである。オルテガの見るところ、「国際法なるもの」も「理論においてさえ存在していない」し、「国際法廷の意義」も「今までのところ、目に見える姿を取ったという点に尽きてしまっている」し、「国際連盟創設」も「『根本的な』という形容詞を冠してもよいほどの誤り、根本的な歴史的誤りだったのである」⁴⁴⁾。「国際連盟は、実在せぬ法のために創り出された巨大な司法機構であった」し、その「法の支配しない空間は、欺隔的なやり方で旧来の外交政治によって埋められ」、「自らを法と僭称したこの外交政治は、それによって道義の退廃という一般的風潮に力を貸すこととなった」のである⁴⁵⁾。それゆえ、オルテガは「新しいタイプの法」の創出を企図するのである。ただ「こうした法の創出」は、「それと分かち難く結びついて平和そのものと同じほど困難な課題なの

である」。しかしオルテガは、「とはいえ非ユークリッド幾何学、四次元物理学、そして不連続体力学の発明を体験した私たちの時代は、自信をもってこのような企てを見やることができ、何の気遣いもなく実現に向けて決意することができる」のであり、「新しい国際法というこの問題は、ある点においてはこれら最新の学問的業績と同じ方向にある」と言っている⁴⁶⁾。

④ オルテガの洞察によれば、「法はつまり静的な〔estático〕性質をもっており、それゆえ法の最も重要な道具が Estado（国家）と呼ばれるのも偶然ではない」。これまで人は、「条約締結当時の事情に重大な変更が生じないかぎり（rebus sic stantibus）」という付帯条件によって限定されないような法規定の制定に一度たりとも成功したことがない。人間に関する事柄は決して常なるもの〔res stantes〕ではなく、それと正反対であることは明白な事実である。彼に言わせれば、「歴史的な事柄とはすなわち運動であり、絶えざる変転」であり、「伝統的な法は硬直した実在に対する規定以外の何物でもない」のである⁴⁷⁾。そこでオルテガは、こうした変転極まりない歴史的現実に対するに、「人間が必要とする法は、歴史の移り変わりに付き従うことのできるダイナミックで柔軟で、動きの中にある法（un derecho dinámico, un derecho plástico y en movimiento, capaz de acompañar a la historia en sus metamorfosis）でなくてはならない」と主張するのである。オルテガの観察するところ、「六十年以上もまえから法は——民法も公法も含めて——こうした方向へと発展しつつある」。一例として、「現代のほとんどすべての憲法が『開放型』へと向かっている事実を挙げ」、そこには「動的な法（derecho *semoviente*）を目指す努力が

現れている」と言うのである。そしてオルテガは「この点において最も実り多いと考える試み」として、「わが地球上に存在する最も進んだ法構成体、すなわち英連邦〔The British Commonwealth of Nations〕を徹底的に分析し、その本質の正確な定義に取りかかること、すなわち当構成体のなかに無言で潜んでいる理論を取り出すこと」を推奨する。この不思議な法構成体は、1926年にバルフォア〔1848～1930年〕が言い表した原則「世界帝国の問題においては改良〔refining〕、議論〔discussing〕もしくは定義〔defining〕をご法度とせねばならない」に基づいており、またオーステン・チェンバレン卿〔1863～1937年〕が1926年9月12日の歴史的演説で述べた、「余裕と弾力性のプリンシプル」（el principio 《del margen y de la elasticidad》）に基づいているのである。オルテガは「弾力性は柔軟な法の前提条件であり、また、法に余裕を認めるのは、それによって法が動的になりうると予想される」から、「これら二つの特徴を逃げ道ないし欠陥と解さずに、法の積極的な質と捉えるならば、有用なパースペクティブが開けてくる」と言うのである。彼によれば、「新しいタイプの法」を「産み出す能力は英国法の伝統のなかにあらかじめ最もよく形成されているのである」。こうした「イギリス特有の法律観は、そもそも英国的思考様式の一つの現れ」にほかならず、そこには、おそらくは、「アルベルト・アインシュタインの〈基準軟体動物〉Moluscos de referencia」あるいは「イギリスのニュートン主義」のごとき、「すべての動かぬもの、物質的なものを、純粹な動力学と解釈し、静的で固定した事物ばかりが存在すると思えるところに、力、運動、そして機能を見る」という「西洋の精神的課題と見なさるべきもの」が「最も気高く最も真正な姿で表現されている」のである⁴⁸⁾。か

くしてオルテガは、おそらく、上述の「余裕と弾力性のプリンシプル」の要請を「全ヨーロッパ人の生活共同体」(sociedad general europea)にも求めるのではないか。というのは、オルテガの洞察によれば、「考えられるすべての平和の可能性は、全ヨーロッパ社会が存在するか否か、という一点にかかっているからである」。彼は「もしヨーロッパが諸国民のたんなる雑居体でしかないのなら、「平和愛好者たちは最後の望みを葬り去るがよい」と言うのである。なぜなら、「独立した社会と社会とのあいだに真の平和は存在しないからである。私たちが一般に広く平和と呼んでいるもの、実のところそれは、最小限に抑えられてはいるものの、潜在的交戦状態以外の何物でもない」からである⁴⁹⁾。

かくしてオルテガは1917年の論文「戦争の天才とドイツ人の戦争」では、戦争の正義、戦争の法、強者の権利など法的次元での戦争解決の諸論点を提示するのみであったが、1937年のこの「平和主義をめぐる」では、歴史の変化に対応できる動的な法、余裕と弾力の原則、ヨーロッパ統合による世界平和など文明論的な戦争解決を主張しているのである。

V あとがき

以上、筆者はオルテガの戦争論に焦点を当てて、それと対をなす平和論についても検討してきた。彼の戦争論が結局は、英連邦やヨーロッパ超国民国家 (la supernación europea) に代表される平和論に帰着してくるところを見れば、非エレア的变化・有為転変を实在の本質と考える生・理性、歴史的理性という彼の年来の哲学的主張が、戦争論・平和論に関するこうした文明論的考察の底流にも脈々と流れていることが容易に理解できるのである⁵⁰⁾。

<註>

- 1) 色摩力夫、オルテガ—現代文明論の先駆者—、178、中央公論社、1988 *色摩氏によれば、これはオルテガの表現そのものではない。例えば、オルテガ自身は「戦争はある種の紛争を解決するために人類が考案した手段」であると言っている、とある。
- 2) 小室直樹(文明史研究会代表)、新戦争論—“平和主義者”が戦争を起こす—、115-119、光文社、1981；中原興一郎、戦争は文明の制度である—オルテガの戦争論—、中央公論、266、1983年9月；中原興一郎、国家は慣習である—オルテガ・イ・ガセットの国家論—、中央公論、1983年7月
- 3) Ortega y Gasset, J.: El Genio de la Guerra y la Guerra alemana (1917), Obras Completas, Tomo II, 205, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 西澤龍生訳、戦争の天才とドイツ人の戦争、現代文明の砂漠にて、167、新泉社、1974
- 4) Ibid., 194; 同上訳書、151
- 5) Ibid., 194; 同上訳書、151
- 6) Ibid., 194-195; 同上訳書、152-153
- 7) Ibid., 195-196; 同上訳書、154
- 8) Ibid., 196; 同上訳書、154
- 9) Ibid., 197-198; 同上訳書、155-157
- 10) Ibid., 198-199; 同上訳書、158
- 11) Ibid., 198; 同上訳書、157
- 12) Ibid., 199-200; 同上訳書、159-160
- 13) Ibid., 200; 同上訳書、160
- 14) Ibid., 197; 同上訳書、155
- 15) Ibid., 198; 同上訳書、157-158
- 16) Ibid., 204; 同上訳書、165
- 17) Ibid., 201-202; 同上訳書、161-162、192-193
*シェラーはベルギー人について、「ただ戦争状態にない、女々しくて逸楽的で且つ卑怯なる恰度たとえば今日のベルギー

人みたいな国民だけが、戦争で生ずる騎士道的な死と一人の狙撃兵によってなされる低級な暗殺とを識別する天賦に欠ける」と言っているが、これに対してオルテガは同じ哲学者として「気恥かしさ」を覚え、「われわれの欲すると否にかかわらず、人間一人一人の奥底には、他者との否応もない連帯の感情が脈打っている。木石に対してはわれわれが感ずることのない本質的な同一性のあの漠然たる意識として。この連帯は、われわれと同じ営みに従事して生きている人間達のこととなれば、更に緊密となる」と言っている。また逆の立場のH.G. ウェルズの「われわれは自衛の戦以外の戦を雄々しいなどと認めては相成らぬ。そして唯一の名誉ある戦士としては、畑を荒しまわる侵入者の大群に対し、猟銃に身を固めて出かけて行った〔ベルギーの〕ヴィゼ (Vise) の農夫達をこそそれを認めなくてはならぬ」という考え方に対しても、オルテガは「賞めたものではない」と考えている。そしてオルテガは「問題は一つの偏執だろうが、しかし頭ではなく拳固で考えられた観念に対してのどうにも手に負えぬ冷淡さを私は残念に思うものである」と言っている。

18) Ibid., 203; 同上訳書、164

19) Ibid., 204; 同上訳書、166

20) Ibid., 205; 同上訳書、167

21) Ibid., 206; 同上訳書、167-168

22) Ibid., 206-207; 同上訳書、168-169

23) Ibid., 207-208; 同上訳書、169-171

* 「何故なら、かかる権利の主体たる、つまり国家は、戦争においてのみその法的権能を十二分に発揮出来るからである」。

24) Ibid., 208-209; 同上訳書、172

* オルテガは、「思想が知的に戦争を克服しない間は、戦争をやらかすことをやめぬ

であろうと確信」している。またオルテガによれば、「人間以下の性質と混りあって生きていた正しきもの、真実なるもの、美わしきものを、もっと純粹で精確な諸々の形態のうちに再び吸収してゆくこと、そこにこそ文化はある」。

25) Ibid., 210; 同上訳書、173-174

26) Ibid., 211; 同上訳書、174-175

27) Ibid., 211-212; 同上訳書、175-176 : Hernández-Rubio, J.M.: Sociología y Política en Ortega y Gasset, 177-187, Bosch, Barcelona, 1956

* オルテガは彼の構想の前例として、『『自然権』の二世紀間がフランス革命に先立っていて、これが新制度を可能にもした。因みに、対する旧制度は内戦・暴力・野蛮の支配する王国を意味していたのだ』と言っている。

28) Ibid., 212; 同上訳書、176-177 : Hernández-Rubio, J. M.: op. cit., 178-179

29) Ibid., 212-213; 同上訳書、177

30) Ibid., 213-214; 同上訳書、178-179

31) Ibid., 215-217; 同上訳書、180-182 : Hernández-Rubio, J. M.: op. cit., 179-180

32) Ibid., 217-218; 同上訳書、183

33) Ibid., 218-220; 同上訳書、183-187

34) Ibid., 221; 同上訳書、188

35) Ibid., 220-221; 同上訳書、187

36) Ibid., 221-222; 同上訳書、187、188

37) Ibid., 223; 同上訳書、190-191

38) 色摩力夫、前掲書、176-192

39) Ortega y Gasset, J.: En cuanto al pacifismo... (1937), Obras Completas, Tomo IV, 287, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 木庭宏訳、平和主義考、オルテガ 随筆と翻訳、107、松籟社、2009 : 木庭宏訳、平和論、同上訳書、16-32

* 木庭氏は、ドイツ語訳を翻訳している。筆者はスペイン語原文を参照した。

- 40) Ibid., 287-288; 同上訳書、107
- 41) Ibid., 289; 同上訳書、109: Raley, H.C.: José Ortega y Gasset, *Philosopher of European Unity*, 185-186, the University of Alabama Press, 1971
- 42) Ibid., 289; 同上訳書、109
- 43) Ibid., 289; 同上訳書、109-110
- 44) Ibid., 290-291; 同上訳書、110-111
- 45) Ibid., 291; 同上訳書、112: Hernández-Rubio, J.M.: op. cit., 180-181
- 46) Ibid., 292; 同上訳書、113
- 47) Ibid., 292; 同上訳書、113
- 48) Ibid., 293-294; 同上訳書、114-116: Hernández-Rubio, J.M.: op. cit., 181-183
- 49) Ibid., 296; 同上訳書、117: Raley, H.C.: op. cit., 185, 186
- * レイリによれば、「1940年代後半のいわゆる冷戦の出現も実質上、オルテガのヨーロッパ統合の自由な唱導を変えるにいたらなかった。むしろオルテガは冷戦のなかに統合のプロセスを速める触媒を見ていた」。また「オルテガはヨーロッパの指導力に代わる適当な選択肢としてアメリカもロシアも受け入れられない。それゆえヨーロッパは統合の理想のもとで自らを再主張し、世界に方向と運命の感覚を授けなければならない。世界の危機への解決はユートピア的な世界連邦ではない、というのは連邦連合はあまりにしばしば単に増大した緊張と混乱を意味するからである。諸国民国家は並みの国際統一など必要としておらず、むしろ文化と指導力の卓越した模範を必要としているのである」。「人類は世界連邦以上を必要としている、人類はなおその上に世界的指導力を持たねばならないのである」。
- 50) Ortega y Gasset, J.: *La rebelión de las masas*(1930), *Obras Completas*, Tomo IV, 273, Alianza Editorial, Madrid, 1983; 桑名

一博訳、大衆の反逆、オルテガ著作集(2)、244、白水社、1969: Raley, H.C.: op. cit., 186-87

* レイリの見るところ、「ヨーロッパの統一は、現在の退廃への唯一の解決としてオルテガに提示されている。これはオルテガが倫理性について語る場合に意味するもの、すなわち人類が泥沼にはまりそうな些細事を超える事業に向かう信念である。ヨーロッパの統一は實際上、生命主義、歴史、根本実在のような、よく知られたオルテガの命題を超える“力作”というわけではない。それは現実には歴史的根源を持たねばならないという彼の指針に厳密に従っている。しかしそれはまたわれわれの未来はわれわれが今日われわれの生とともに行うものから生まれるという彼の理念と共同歩調をとっている」。